

## 広島県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項  
第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、法第十九条の二第一  
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年二月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 大辻 茂

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日 (令和)
佐藤 誠	さとう誠後援会	6. 12. 31
大森 俊和	大森としかず後援会	6. 4. 15
金山 琢弥	金山たくや後援会	7. 11. 27
児玉 敬三	こだま敬三後援会	7. 9. 8
隅田 仁美	すみだ仁美後援会	7. 9. 8
益田 芳子	ますだ芳子後援会	7. 9. 8